

平成28年度「ねんきん定期便」(50歳未満)オモテ 平成28年12月～

料金後納
郵便

親展

大切なお知らせ

ねんきん定期便です

差出人

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。)

基礎年金番号

公務員共済の加入者番号

私学共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (うち特定期間) (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月			
厚生年金保険 (b)				月	(月)	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

- ・「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
- ・(d) 欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
- この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. これまでの加入実績に応じた年金額と

【参考】これまでの保険料納付額(累計額)

	加入実績に応じた年金額(年額)	保険料納付額(累計額)
(1) 国民年金	老齢基礎年金	国民年金保険料(第1号被保険者)
	円	円
(2) 厚生年金保険	老齢厚生年金	厚生年金保険料(被保険者負担額)
一般厚生年金被保険者期間	円	円
公務員厚生年金被保険者期間(国家公務員・地方公務員)	円	円
私学共済厚生年金被保険者期間(私立学校の教職員)	円	円
(1) と (2) の合計	円	円

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ・これまでの加入実績(受給資格期間)のみを基に計算した年金額(年額)を表示しています。
- ・老齢厚生年金額(一般厚生年金)には、厚生年金基金から支給される額(代行部分)も含まれています。
- ・年金額が表示されていない場合は、年金加入記録に不備がある場合などですので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

【参考】これまでの保険料納付額(累計額)について

- ・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に計算しています。
- ・厚生年金保険の保険料納付額(被保険者負担額)は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率(掛金率)を基に計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料)を除いて計算しています。

上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

※このマークは音声コードです。
目の不自由な方に、ご自身の年金加入
記録に関する情報を音声でご案内します。